

令和4年度第1回沖縄県契約審議会 議事概要

1 日時：令和4年9月2日（月） 10:00～12:00

2 場所：沖縄県庁6階第2特別会議室

3 出席委員：嘉手川 尚委員、源河 忠雄委員、幸地 啓子委員、
田端 一雄委員、東盛 政行委員、平敷 徹男委員（会長）、
宮城 哲委員、村山 博子委員（50音順）

4 公開・非公開の別：非公開

理由：

沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号）第7条第6号に該当するため。

5 議事の概要

(1) 会長選出

委員から立候補、推薦がなかったため、事務局より平敷委員を会長候補として提案したところ、全会一致で平敷委員が会長に選出された。

(2) 諮問の趣旨、審議事項等について

事務局より、諮問の趣旨、審議事項等について説明があった。

(3) 県のこれまでの取組状況について

事務局より、県のこれまでの取組状況等について説明があった。

(4) 条例の実効性を確保するための条例のあり方について

事務局より、資料2の2(2)ア～ウの論点等に関する説明があり、これに関し審議を行ったところ、以下のような意見があった。

ア 条例で賃金下限額を設定する意見について

○ 最近は人手不足で賃金が年々上がっていて、中小企業でも高い賃金を提示しないと採用ができない状況がある。また、近年、社会保険事務所などが社会保険の加入促進に力を入れており、社会保険もほぼ加入している状況がある。

○ 条例で最低賃金を上回る賃金下限額を設定すると、建設業界としては、若手や未熟な者を使わないという状況になり人材育成の妨げになることから、賃金下限額の設定には反対である。

○ 労働者の賃金額はそもそも労使交渉で決定されるものであり、最低賃金法が

ある中で最低賃金の金額を上回る賃金額を設定することを公契約条例で定めることは適当でない。

- 沖縄県の契約に関する条例が制定されて以降、最低賃金は大幅に上がっており、さらに昨年の4月から同一労働同一賃金賃金制度が中小企業にも適用されて、非正規職員の賃金水準も改善されている等の社会情勢の変化から、賃金下限額を設定することの必要性は低下している。

イ 条例で事業者に賃金支払状況等の報告を求める意見について

- 条例で賃金支払状況の報告を求めなくても、賃金の支払いを使用者として行うのは当たり前であり、これが履行されない場合には労働基準監督署の監督を通じて指導され是正されるという機会もあることから、条例で賃金支払状況等の報告を求める必要はない。
- 条例で事業者を支払状況の報告を求めることは、受注者、発注者双方に事務作業量の増加をもたらす。特に沖縄の企業は収益を上げるために生産性の向上に取り組むことが求められる中で、支払状況等の報告を行わせるというのは、事業者にとって過重な負担となり、生産性の向上に逆行することとなることから、賃金支払状況等の報告制度は、条例の基本理念である事業者の適正な利益の確保に反し、条例改正は適当ではない。
- 建設業界として、行政共に連携して働き方改革を行い、生産性を向上させる必要がある中で、報告制度は、事業者、発注者双方に過重な業務負担がかかり、生産性向上に反することから、賃金支払状況等の報告制度には反対である。
- 報告制度については、現行条例でも対応は可能であり、問題があれば契約書の中に報告を求める条項を入れて対応することも可能である。

ウ 条例の実効性確保のための方策について

- 県の取組の中で、建設工事の入札参加資格審査において、「うちな一健康宣言」が県独自評価項目として追加となった。この取組は、労働者の健康が確保されることにより、事業者にとっても生産性の向上につながり、公契約条例の基本理念である労働環境の整備促進と、事業者の適正な利益の確保の両方に資するものであり、条例の理念を実効性あらしめるものとして評価したい。
- 賃金下限額を設定したり、賃金支払状況等の報告を求めたりするような条例改正は必要ではなく、引き続き条例の実効性を高める方策を探っていく必要がある。
- 企業も適正な利潤を確保しないと適正に賃金を払えない。適正な利潤を確保

できるようにするのが発注者の責務であり、事業者の生産性向上のための県の支援について、県の責務としてしっかり取り組んでいただきたい。

(5) その他の意見

- 昨年の沖縄県最低賃金の改正決定に係る答申で、「国等は、年度途中の最低賃金額の改定を踏まえた予算を確保し契約時点で反映しておくことや、単価見直しの条項を盛り込むこと」を付帯決議しており、さらに、今年の答申では、「ビルメンテナンス等の公共調達において、国及び地方公共団体等は、年度途中の最低賃金額の改定に伴う人件費の上昇を理由とした契約変更の申し出が受注者からあった場合には、誠実に対応し、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう特段の配慮を行う」ことを公労使全会一致で付帯決議している。

県において、実際に契約変更を行ったかどうか、契約書の中に単価見直し条項が入っているかについて調査していただきたい。

- 国においては「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化パッケージ」を策定しており、その中で、ビルメンテナンス等の公共調達において、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇分を反映した調達価格となるように公共調達を行うことを検討するということが明記されている。

県の清掃・警備業務委託については公共工事に比べると落札率が低く、清掃・警備業務委託について、公共工事における最低制限の設定割合が引き上げられてきたことなどを踏まえ、最低制限価格のあり方について検討していただきたい。

以上